

# 一般廃棄物（生活排水）処理基本計画

『神埼市生活排水処理基本計画』

令和8年1月

神埼市

## 目 次

### 第1章 基本方針

1 計画の背景	・・・・・	2
2 生活排水処理にかかる理念、目標	・・・・・	3
3 一般廃棄物（生活排水）処理基本計画の位置付け	・・・・	3
4 生活排水処理施設整備の基本方針	・・・・・	3
5 目標年次	・・・・・	4

### 第2章 生活排水の排出状況

1 生活排水処理の状況	・・・・・	4
2 生活排水に係る施設の管理主体	・・・・・	5
3 生活排水処理フローチャート	・・・・・	6

### 第3章 生活排水処理基本計画

1 生活排水の処理計画	・・・・・	7～9
2 し尿・浄化槽汚泥の処理計画	・・・・・	10～11

## 第1章 基本方針

### 1 計画の背景

神埼市は、平成18年3月20日に神埼町・千代田町・脊振村の3町村の合併により誕生した市であり、佐賀県東部に位置し、東は神埼郡吉野ヶ里町・三養基郡みやき町に、北は脊振山地を隔てて福岡県福岡市に、南は一級河川である筑後川を挟んで福岡県久留米市・大川市に、西は県都佐賀市にそれぞれ隣接している。

気候は比較的温暖多雨であるが、冬季には山間部で路面凍結や積雪を見るなど、四季の変化がはっきりしている。市の総面積は125.13km<sup>2</sup>を有し、地形については、市北部は筑後川水系の城原川・田手川の源流部をなす脊振山を最高峰とする山間地域、市南部はこれらの河川が潤す肥沃な佐賀平野からなる穀倉地帯となっている。

交通については、本市のほぼ中央をJR長崎本線と国道34号が横断し、その北側に長崎自動車道（高速道路）が並走している。これらと交差して福岡都市圏を結ぶ県道21号（三瀬神埼線）や国道385号などが、また、南部には、佐賀市と久留米市を結ぶ国道264号が走っている。

市中央部を占める神埼町エリアは、合併以前より神埼郡の中心的都市機能を担ってきた中心市街地を形成しており、教育・文化・スポーツ等の施設が集積している。市の南部の千代田町エリアは、水田とクリークによる田園風景の広がる農業主体のエリアであるが、近年度では工業団地等の立地により製造業エリアとしての一面も持っている。また、市北部を占める脊振町エリアは農林業主体の山村で、脊振山地の豊かな自然環境を生かし、市民のレクリエーション・憩いの場としての機能を有している。

本市の生活排水は、多くの地域では公共下水道、合併処理浄化槽等で処理しているが、一部の地域においては未処理のまま水路等に排出しており、このため、河川の水質汚濁に影響を及ぼしている。

このため本市は、水質汚濁の改善はもとより、社会情勢等の変化に伴う市民のニーズにこたえた新しい水環境の創造を目指し、総合的かつ計画的な生活環境保全を図るため、適正な一般廃棄物（生活排水）処理基本計画（以下「本基本計画」という。）を策定する。



神埼市 位置図

## 2 生活排水処理にかかる理念、目標

河川等の公共用水域において、良好な水環境を確保するためには、公共下水道や合併浄化槽といった生活排水処理施設の整備が不可欠である。

このため、本市では、計画的かつ効率的な生活排水処理施設の整備を推進するとともに、住民への普及啓発活動を通して、住民の意識向上と汚水発生源の対策を行い、安心で快適な生活環境の実現や水環境のさらなる向上を図ることを目標とする。

## 3 一般廃棄物（生活排水）処理基本計画の位置付け

本基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づく「一般廃棄物処理計画」のうち、長期的、総合的な視点に立ち計画的な生活排水処理の推進を図るための基本方針を示す「生活排水処理基本計画」としての位置付けを有するものである。

また、本基本計画の上位計画として位置付けられる「第2次神埼市総合計画」及び「第2次神埼市環境基本計画」と整合が図られるものとする。

市総合計画及び環境基本計画における生活排水対策に係る政策及び施策は下記のとおり。

計画	基本理念	基本方針
第2次神埼市総合計画	4 “幸せ”高めるまちの基盤づくり	⑩(2) 上・下水道整備

計画	基本目標	施策の方向性
第2次神埼市環境基本計画	2 自然環境 ～多様な自然のあるまち～	⑤すぐれた自然環境と 希少な動植物の保全

## 4 生活排水処理施設整備の基本方針

生活排水処理の重要性を普及啓発し、生活排水処理施設の整備に努める。

- ① 公共下水道整備計画に基づき公共下水道整備を行う。
- ② 集合処理区域を除く個別処理区域においては、面的整備と個人負担の軽減を図り、適正な維持管理を継続して行うため、公共浄化槽等整備推進事業（市町村設置型）で整備を行う。
- ③ 単独処理浄化槽、汲み取り便槽を設置している家庭については、生活排水の処理を進めるため、個別の状況を勘案しつつ、合併処理浄化槽への転換の適切な指導を行う。

## 5 目標年次

本基本計画における目標年次を令和 8 年度から 5 年後の令和 12 年度とする。

なお、中間目標年度を設けず、諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うものとする。

## 第2章 生活排水の排出状況

### 1 生活排水処理の状況

本市における生活排水の排出状況は、表 1 のとおり。令和 6 年度末において、計画処理区域内人口 30,052 人のうち、約 11.9% の生活排水の適正な処理がなされていない。

- ① 公共下水道については、平成 9 年度に 99ha の認可を取得して事業を開始した。その後、処理区域を 496ha まで拡張し事業を実施している。
- ② 農業集落排水処理施設については、令和 2 年度に公共下水道との統合を図った。
- ③ コミュニティ・プラントについての整備予定はない。
- ④ 合併処理浄化槽については、公共下水道区域以外を対象とし、市町村設置型浄化槽の設置を行い、普及の推進を図っている。
- ⑤ 単独処理浄化槽については、し尿のみの処理となり、その処理水に加え、生活雑排水は直接側溝や河川に放流されるため、公共用水域の大きな汚濁負担となっている。なお、単独処理浄化槽については、平成 12 年度の浄化槽法改正により、みなしえ処理とされ、新規設置はできないが、改正以前に設置された単独処理浄化槽が数多く存在し、依然として使用されている。
- ⑥ 汲み取り便槽については、市内に約 1,476 件存在しており、水洗化への理解と啓発に取り組む。

**表1 生活排水の排出状況（単位：人）**

処理別人口	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
1.計画処理区域人口	31,071	30,792	30,485	30,332	30,052
2.水洗化生活雑排水処理人口	24,677	25,259	25,657	26,157	26,474
(1) 公共下水道	12,422	13,228	13,930	14,751	15,271
(2) 合併処理浄化槽	12,255	12,031	11,727	11,406	11,203
(3) コミュニティ・プラント	—	—	—	—	—
(4) 農業集落排水施設	—	—	—	—	—
3.水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）	6,394	5,533	4,828	4,175	3,578
4.計画処理区域外人口	0	0	0	0	0

**2 生活排水に係る施設の管理主体**

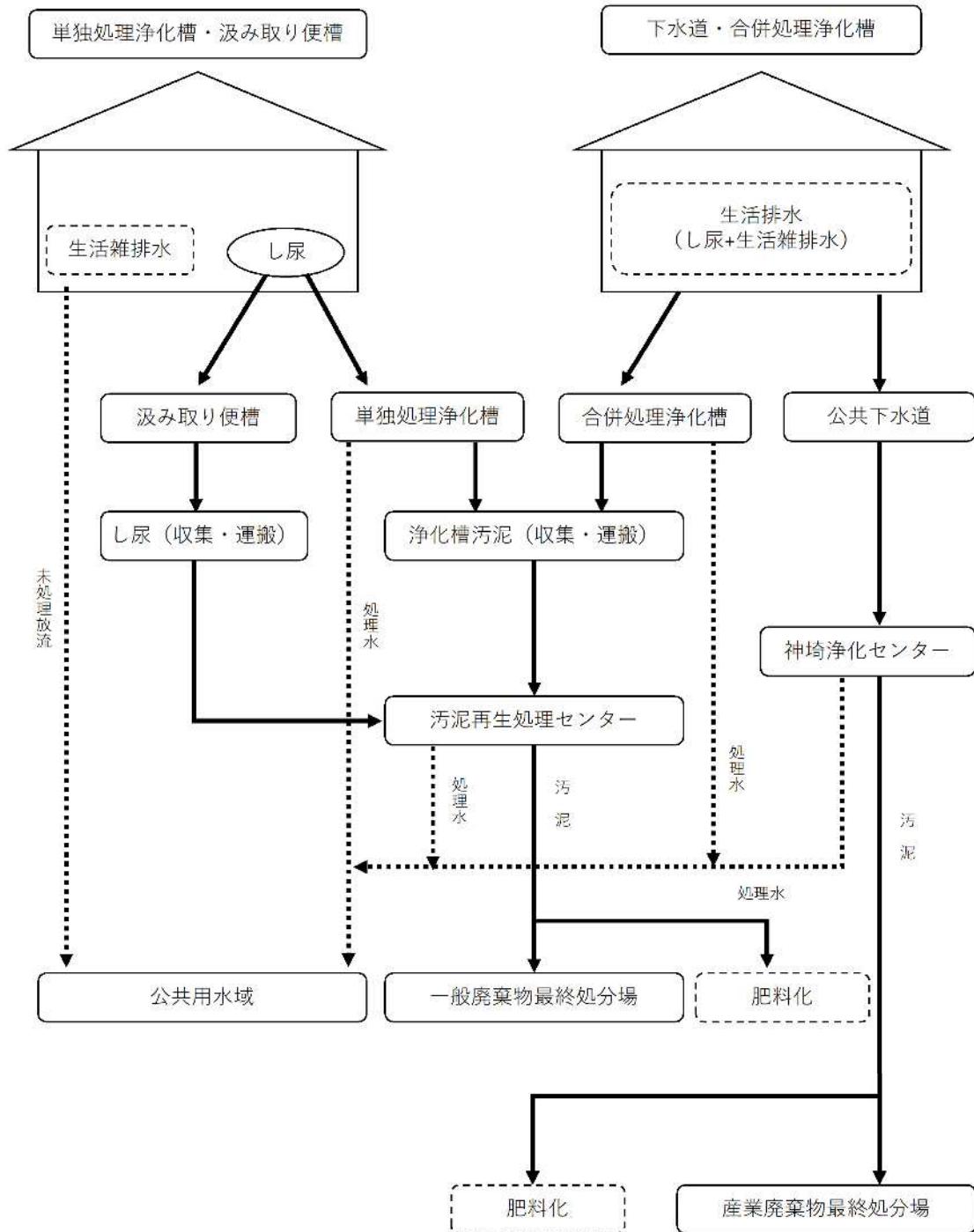
本市における生活排水に係る施設の管理主体等は、表2のとおり。

**表2 生活排水に係る施設の管理主体等**

施設の種類	対象となる生活排水の種類	管理主体	し尿・浄化槽汚泥処理施設
公共下水道	し尿・生活雑排水	神埼市	神埼浄化センター
市町村設置型合併処理浄化槽	し尿・生活雑排水	神埼市	三神地区汚泥再生処理センター
個人設置型合併処理浄化槽	し尿・生活雑排水	設置者(個人)	三神地区汚泥再生処理センター
単独処理浄化槽	し尿	設置者(個人)	三神地区汚泥再生処理センター
し尿汲み取り	し尿	設置者(個人)	三神地区汚泥再生処理センター

### 3 生活排水処理フローチャート

本市における生活排水の処理体系は、以下のとおり。



## 第3章 生活排水処理基本計画

### 1 生活排水の処理計画

#### （1）処理目標

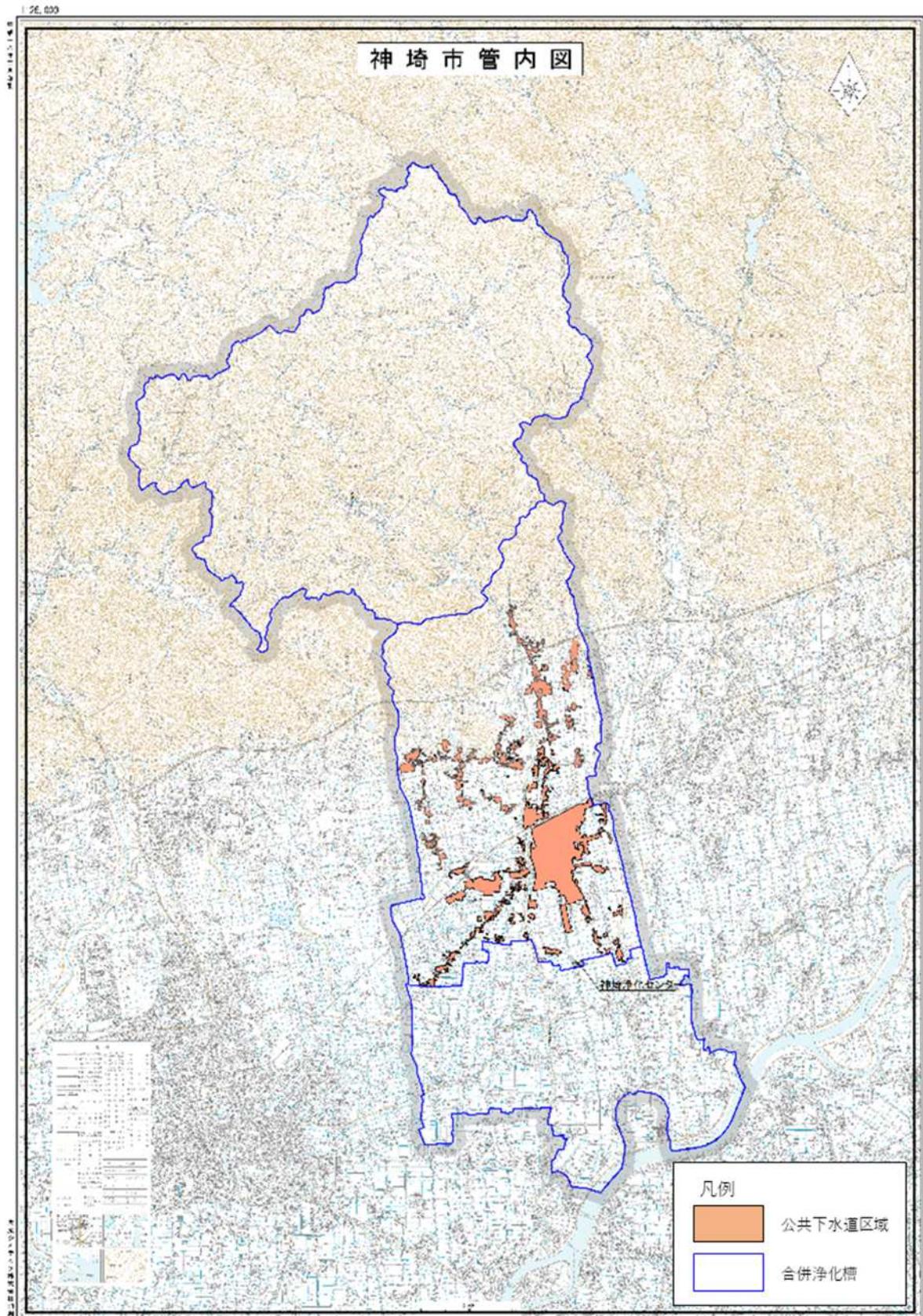
「第1章 基本方針」に掲げた理念、目標を達するため、おおむね全ての生活排水を施設で処理することを目標とし、市内の各地区の実情に適した処理方式を採用するものとする。

#### （2）生活排水を処理する区域及び人口等

公共下水道、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設を検討していく地域については、地区的特性、周辺環境、水利用等により検討、処理方法は地区の生活形態などによりそれぞれ区域を定め、処理方法を定めた。

生活排水を処理する区域及び人口等について、現在の状況及び目標年度における状況を図1、表3、表4、表5、表6で示す。

図1 生活排水処理施設整備区域図



**表3 生活排水の処理の目標**

	計画策定時 (令和7年3月末)	目標年度 (令和12年度末)
汚水処理人口普及率	88.1%	90.6%

**表4 人口の内訳**

人口内訳	計画策定時 (令和7年10月末)	目標年度 (令和12年度末)
1. 行政区域内人口	29,693人	29,547人
2. 計画処理区域内人口	29,693人	29,547人
3. 水洗化・生活雑排水処理人口	26,474人	26,771人

**表5 処理別人口による目標**

処理別人口	令和6年度	目標年度 (令和12年度)
1. 計画処理区域人口	30,052人	29,547人
2. 水洗化生活雑排水処理人口	26,474人	26,771人
(1) 下水道	15,271人	15,700人
(2) 合併処理浄化槽	11,203人	11,071人
(3) コミュニティ・プラント	—	—
(4) 農業集落排水施設	—	—
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口(単独処理浄化槽)	3,578人	2,776人
4. 計画処理区域外人口	—	—

**表6 処理施設の整備計画**

施設の種類	計画処理区域	計画処理人口	整備予定年度	事業費見込
公共下水道	事業計画区域	15,700人	令和8年度 ～令和12年度	559,500千円
合併処理浄化槽	下水道事業 計画区域外	11,071人	令和8年度 ～令和12年度	374,990千円

## 2 し尿・浄化槽汚泥の処理計画

本市のし尿・浄化槽汚泥については、三神地区環境事務組合が運営する三神地区汚泥再処理センターで処理しており、今後も現状の処理体制を維持する計画である。

### （1）し尿・浄化槽汚泥の処理の現況

し尿・浄化槽汚泥の運搬については、市が許可した事業者のバキューム式収集運搬車による戸別収集を行い、三神地区汚泥再生処理センターへ運搬し、再生処理及び処理後の排水を行っている。なお、脊振町においては中継槽で集約後に三神地区汚泥再生処理センターへ運搬している。

処理については、平成 13（2001）年までは海洋投棄していたが、平成 14（2002）年度から三神地区汚泥再生処理センターが稼動し、し尿・浄化槽汚泥の処理を開始した。また、当該施設は、令和 4～6 年度に実施した「三神地区汚泥再生処理センター基幹的設備改良事業」によって施設機能の改良が図られた。人口減少と下水道事業の整備に伴いし尿・浄化槽汚泥の量は減少してきているため、現在のところ処理施設の能力に問題はないと考えられる。

### （2）し尿・浄化槽汚泥の排出状況

し尿・浄化槽汚泥の排出状況については、表 7 のとおり。

表 7 し尿・浄化槽汚泥の排出状況

	実績 (令和 7 年 3 月末)	目標 (令和 12 年度末)
し尿（汲み取り便槽）	5,800 kℓ/年	4,669 kℓ/年
浄化槽（単独・合併）汚泥	11,587 kℓ/年	12,177 kℓ/年
合計	17,387 kℓ/年	16,846 kℓ/年

※目標年度の数値は、三神地区環境事務組合提供の過去 10 年間分の推移から予測される数値とした。

### （3）汚水処理施設整備計画の概要

本市における汚水処理施設の整備計画は、適宜見直しが図られてきた。本基本計画では令和 7 年 9 月時点での概要を以下に示す。

#### ア 公共下水道事業計画の概要

公共下水道事業は、平成 9 年度に 99ha の認可を取得して事業を開始した。その後、平成 16 年度に 128ha の拡張を行い、平成 21 年度に 82ha、平成 26 年度に 77ha、平成 30 年度に 20ha、令和元年度に 90ha の拡張を行い、予定処理区域を 496ha として事業を実施している。整備状況は令和 5 年度末において、整備面積 464ha、整備率約 94% (=464ha/496ha)

となっており、現在鋭意事業を実施し下水道整備進捗に努めている。

神埼浄化センターは平成16年4月に供用開始し、現在水処理施設3池で運転を行っている。

#### イ 浄化槽市町村整備推進事業計画（特定地域生活排水処理事業）の概要

本市において浄化槽市町村整備推進事業計画（特定地域生活排水処理事業）により汚水処理対策を推進する計画として、千代田町及び脊振町の全域を整備中であり、平成22年度から神埼町においても公共下水道整備計画区域外を取組んでいる。

#### ウ 浄化槽設置整備事業の概要

公共下水道整備計画区域内で認可区域外の地区については、個人設置による合併処理浄化槽を補助事業により設置できる。

### （4）し尿・浄化槽汚泥処理施設の概要

本市では、三神地区汚泥再生処理センターでし尿・浄化槽汚泥の広域処理を実施している。なお、将来的にも現状の処理体制を維持する計画である。

三神地区汚泥再生処理センターの概要については表8のとおり。

**表8 し尿・浄化槽汚泥処理施設の概要**

施設名	三神地区環境事務組合 三神地区汚泥再生処理センター	
所在地	神埼市千代田町柳島1290番地	
供用開始	平成14年4月	
敷地面積	約21,000m <sup>2</sup>	
建築面積	処理棟	2,532m <sup>2</sup>
	管理棟	471m <sup>2</sup>
延床面積	処理棟	5,551m <sup>2</sup>
	管理棟	881m <sup>2</sup>
処理方式	水処理方式	膜分離高負荷脱窒素処理+高度処理
	資源化方式	堆肥化
処理能力	139kL/日 (し尿:40kL/日、浄化槽汚泥:83kL/日、農業集落排水汚泥16kL/日)	
放流先	鯰江川	

### （5）その他

生活排水対策の必要性や浄化槽管理等の重要性等について、市民の更なる関心と理解を深めてもらうため、広報啓発活動を積極的に実施する。

浄化槽は、処理水の水質向上に維持管理がかかけないことから、保守点検、清掃及び法定検査の受検について徹底を図る。